

新型コロナウイルス感染症等の影響に対処するための金融機能強化法改正法に係る 政令や内閣府令（案）の概要

【金融機能強化法の見直しの概要】（2020年6月12日改正法・関連予算成立）

- 現在日本の金融システムの健全性に問題はないが、**予め、将来にわたって金融システムの安定に万全を期すことにより、金融機関が中小企業等を支え、経済の再生を図ることが重要。**
- このため、国の資本参加を通じて金融機関の金融仲介機能を強化する枠組みである**金融機能強化法の期限（現在は2022年3月）を2026年3月まで延長するとともに、新型コロナウイルス感染症等に関する特例を設ける。**
- ※ 第2次補正予算において、政府保証枠を12兆円から15兆円に拡充。

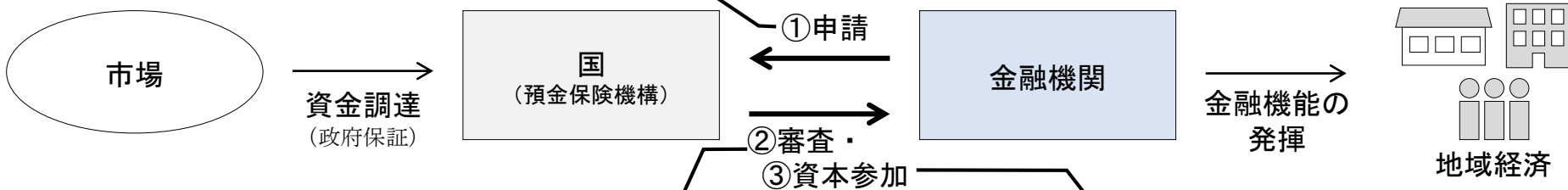
【① 金融機関が申請時に提出する経営強化計画の内容】

[通常]

収益性や効率性の目標
経営体制の見直し（経営責任）
中小企業に対する信用供与の円滑化等
（数値目標を含む）

[特例]

⇒ 求めない【改正法】
⇒ 求めない【改正法】
⇒ 数値目標は求めないが「**新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策**」の策定を求める【内閣府令】



【② 国の審査基準】

[通常]

収益性や効率性向上の見込み
概ね15年以内【政令】の公的資金返済
適切な資産査定

[特例]

⇒ 求めない【改正法】
⇒ 返済財源を確保できること
（期限は一律には定めない）【政令】
⇒ 利用可能な直近の情報に
基づく適切な資産査定【改正法】

【③ 国による資本参加の種類等】

[通常] 原則優先株（銀行の場合）
⇒ [特例] 普通株や劣後債も可
とし【改正法】、配当率
も通常より引下げ【運用】

<監督指針> 審査の着眼点

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策（具体的な取組方針）
- ・ 資本参加後の**自己資本が金融機能の発揮に十分な水準**であること 等

フォローアップ

- ・ 経営強化計画の施策の**具体的実施状況**
- ・ **必要に応じた監督上の措置**